

第 12 号議案

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の件
神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立文化センター条例（昭和 56 年 8 月条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

				で)	時ま	5時ま	9時ま	で)				
				で)	で)	で)	で)					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
多 目的室	90	50	1時間につき							1,700		

エ～キ [略]

ク 長田区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合							個人使 用の場 合
			午前 （午前 9時か ら正午 まで）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま で）	夜間 （午後 5時30 分から 午後9 時ま で）	午前・ 午後 （午前 9時か ら午後 5時ま で）	午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後 9時ま で）	終日 （午前 9時か ら午後 9時ま で）	時間外 の使用 につき	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 会議室にあっては大、中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に、中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に、講習室にあっては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館にそれぞれ置く。

2 [略]

ケ～シ [略]

				で)	時ま	5時ま	9時ま	で)		
				で)	で)	で)	で)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
音 楽 室	35	10	1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	600	

エ～キ [略]

ク 長田区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合							個人使 用の場 合
			午前 （午前 9時か ら正午 まで）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま で）	夜間 （午後 5時30 分から 午後9 時ま で）	午前・ 午後 （午前 9時か ら午後 5時ま で）	午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後 9時ま で）	終日 （午前 9時か ら午後 9時ま で）	時間外 の使用 につき	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 会議室にあっては大、中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に、中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に、講習室にあっては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館に、和室にあっては面積が81平方メートルのものは本館に、面積が44平方メートルのものは別館に、それぞれ置く。

2 [略]

ケ～シ [略]

第2条 神戸市立文化センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立北区文化センター</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">本館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立北区文化センター	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">本館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号</td> </tr> </table>	本館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	別館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立北区文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立北区文化センター	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号	[略]	[略]
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立北区文化センター	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">本館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号</td> </tr> </table>	本館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	別館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号																
本館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号																				
別館	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号																				
[略]	[略]																				
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立北区文化センター	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号																				
[略]	[略]																				
(使用の許可)	(使用の許可)																				
第6条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める施設については、 <u>その全部又は一部を独占</u>	第6条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める施設については、 <u>この限りでない。</u>																				

<p><u>して使用しようとする者に限り、指 定管理者の許可を受けなければなら ない。</u></p>	
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

							2 におい て同 じ。) に つき
大ホール	32,200	43,000	37,600	67,600	72,500	95,800	10,700
会議室 1	1 時間につき						1,800
会議室 2	1 時間につき						1,250
会議室 3	1 時間につき						1,050
会議室 4	1 時間につき						900
会議室 5	1 時間につき						800
多目的ホー ル	1 時間につき						3,450
料理教室	1 時間につき						2,200
和室	1 時間につき						800
衣服文化室	1 時間につき						1,250
音楽室	1 時間につき						1,600
視聴覚室	1 時間につき						1,050
美術室	1 時間につき						1,150
陶芸室	1 時間につき						1,300

										して計 算する。 以下同 じ。) に つき	
大 ホ ー ル	798	650	24,800	33,100	28,900	52,100	55,800	73,800	8,300		
会 議 室	大	98	48	4,200	5,600	4,900	8,800	9,500	12,500	1,400	
	中	67	30	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000	
	小	56	20	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100	800	
		49	20	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700	
	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700		
多 目 的 ホ ー ル	中	112	60	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600	1 人 1 時間 につ き 150
	小	73	40	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100	1 人 1 時間 につ き 150
料 理 教 室	91	36	5,100	6,800	5,900	10,700	11,400	15,100	1,700		
和 室	40	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700	1 人 1 時間 につ き 150	

衣服文化室	60	24	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	1人1時間につき 150
			2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	
音楽室	77	25	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	
視聴覚室	51	20	2,400	3,200	2,800	5,100	5,400	7,200	800	
美術室	57	24	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900	1人1時間につき 150
陶芸室	64	24	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000	1人1時間につき 150

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
多目的ホール	1時間につき	200
和室		200
衣服文化室		200
美術室		200

イ 灘区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金（円）							
	午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間外 の使用 1時間 につき	
大会議室	1時間につき 2,500							
中会議室	1時間につき 1,700							
会議室 1	1時間につき 850							
会議室 2	1時間につき 750							
会議室 3	1時間につき 650							
会議室 4	1時間につき 650							
料理教室	1時間につき 3,500							
美術室	1時間につき 2,250							
工芸室	1時間につき 1,500							
服飾室	1時間につき 1,850							
音楽室	1時間につき 2,050							
陶芸室	1時間につき 2,450							
和室 1	1時間につき 1,300							
和室 2	1時間につき 1,300							
伝承芸能室	1時間につき 1,000							
体育館	全面	5,200	7,000	6,100	10,900	11,700	15,500	1,700
	バドミントンコート	1面2時間につき（2時間未満の端数は、2時間として計算する。以下別表第2において同じ。）						900

イ 灘区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合							個人使用 の場合
			午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間外 の使用 1時間 （1時 間未満 の端数 は、1 時間と して計 算す る。以 下同 じ。） につき	
会議室	大	270	200	5,800	7,800	6,800	12,200	13,100	17,400	2,000
	中	91	48	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300
	小	45	24	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700
		40	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600
	34	14	1,500	1,900	1,700	3,100	3,300	4,300	500	
			18							
料理教室	144	48	8,000	10,700	9,400	16,900	18,100	23,900	2,700	
美術室	110	30	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800	1人1時間につき

卓球台	1面2時間につき 400
-----	--------------

										150
工芸室	73	30	3,400	4,600	4,000	7,200	7,800	10,200	1,200	1人1時間につき 150
服飾室	91	36	4,300	5,700	5,000	9,000	9,700	12,800	1,500	
音楽室	100	40	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600	
陶芸室	121	40	5,700	7,600	6,700	12,000	12,800	17,000	1,900	1人3時間（3時間未満の端数は、3時間として計算する。以下同じ。） につき 450
和室	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000	
伝承芸能室	50	24	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800	
体育館	全面	530	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート		1面2時間につき 700							
	卓球台		1台2時間につき 300							

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金（円）
------	---------

美術室	1人1時間につき	200
工芸室		200
陶芸室	1人3時間につき（3時間未満の端数は、3時間として計算する。）	600

ウ 灘区民ホール

施設名称	利用料金（円）						
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき
大ホール	31,600	42,100	36,800	66,300	71,000	93,900	10,500
会議室1	1時間につき						950
会議室2	1時間につき						900
多目的室	1時間につき						1,700

エ 中央区文化センター

施設名称	利用料金（円）
多目的ルーム	5,150
中会議室1	1,750
中会議室2	1,500
中会議室3	1,400
中会議室4	1,400
中会議室5	1,400

ウ 灘区民ホール

施設			利用料金（単位 円）						
名称	面積（単位 平方メートル）	定員（単位 人）	専用使用の場合						
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき
大ホール	628	500	24,300	32,400	28,400	51,100	54,700	72,400	8,100
会議室	52	20	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800
	49	20	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700
多目的室	90	50	1時間につき 1,700						

エ 中央区文化センター

施設			利用料金（単位 円）						
名称	面積（単位 平方メートル）	定員（単位 人）	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間外
			（午前9時から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後5時30分から午後9時まで）	（午前9時から午後5時まで）	（午後1時から午後9時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午前9時から午後1時間につき）
多目的室	90	50	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700

中会議室 6	1,300
中会議室 7	1,200
会議室 1	1,000
会議室 2	1,000
会議室 3	950
会議室 4	850
会議室 5	850
会議室 6	800
会議室 7	750
会議室 8	750
会議室 9	700
会議室 10	700
会議室 11	650
会議室 12	650
会議室 13	600
特別会議室	1,150
スタジオ	3,000
クッキングルーム	2,400
和室	1,100
服飾室	1,400
音楽室 1	1,650
音楽室 2	1,050
美術室	1,700
陶芸室	2,100

多目的ルーム		276	264	11,800	15,800	13,800	24,900	26,600	35,200	3,900	
会議室	大	1	164	93	7,000	9,400	8,200	14,800	15,800	20,900	2,300
		2	129	63	5,500	7,400	6,500	11,600	12,500	16,500	1,800
	中	1	95	57	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400
		2	80	36	3,400	4,600	4,000	7,200	7,700	10,200	1,100
		3	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		4	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		5	76	30	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		6	69	36	3,000	3,900	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000
		7	67	49	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000
		8	65	36	2,800	3,700	3,300	5,900	6,300	8,300	900
	小	1	53	27	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
		2	53	24	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
		3	51	24	2,200	2,900	2,600	4,600	4,900	6,500	700
4		46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700	
5		46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700	
特別会議室	6	42	24	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
	7	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	8	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	9	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500	
	10	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500	
	11	35	20	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	12	35	16	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	13	32	16	1,400	1,800	1,600	2,900	3,100	4,100	500	

スタジオ	162	100	6,900	9,300	8,100	14,600	15,600	20,700	2,300
クッキング グループ	100	42	5,600	7,400	6,500	11,700	12,500	16,600	1,900
和室	53	28	2,500	3,300	2,900	5,300	5,600	7,400	800
服飾室	69	37	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
			3,000	3,900	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000
音楽 室	81	30	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300
			2	52	25	2,500	3,300	2,900	5,200
美術室	83	40	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300
陶芸室	102	38	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600

備考

- 1 服飾室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 2 大会議室1は中会議室1及び6を、大会議室2は中会議室3及び小会議室1を1室として使用するときをいう。

オ 兵庫区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金（円）						
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用（1時間につき）
大会議室1	1時間につき						1,650
大会議室2	1時間につき						1,650
中会議室	1時間につき						1,150
会議室1	1時間につき						850
会議室2	1時間につき						850

オ 兵庫区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積（平方メートル）	定員（人）	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用（1時間につき）	
会議室大	90	54	3,900	5,100	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300	
会議室中	61	45	2,600	3,500	3,100	5,500	5,900	7,800	900	

会議室 3									1 時間につき	850
会議室 4									1 時間につき	850
会議室 5									1 時間につき	850
会議室 6									1 時間につき	700
特別会議室									1 時間につき	1,050
料理教室									1 時間につき	2,750
講習室									1 時間につき	2,050
美術室									1 時間につき	2,150
日曜大工室									1 時間につき	1,800
服飾室									1 時間につき	1,600
音楽練習室									1 時間につき	2,250
体育館	全面	10,800	14,400	12,600	22,600	24,300	32,100	3,600		
		21,600	28,800	25,200	45,200	48,600	64,200	7,200		
	半面	4,900	6,600	5,800	10,300	11,100	14,700	1,600		
	バドミントンコート								1 面 2 時間につき	900
	卓球台								1 面 2 時間につき	400

小	45	26	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700		
	42	27	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600		
	39	15	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600		
特別会議室	52	21	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900		
料理教室	114	48	6,400	8,500	7,400	13,400	14,300	18,900	2,200		
講習室	109	72	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600		
美術室	105	40	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	1 人 1 時間につき 150	
日曜大工室	87	39	4,100	5,500	4,800	8,600	9,200	12,200	1,400	1 人 1 時間につき 150	
服飾室	77	42	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200		
音楽練習室	110	40	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800		
体育館	全面	1,086		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
				15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	半面	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
バドミントンコート			1 面 2 時間につき 700								

備考 [略]

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
美術室	1人1時間につき	200
日曜大工室		200

カ 北区文化センター

(ア) 専用使用の場合 (駐車場を除く。)

施設名称	利用料金 (円)							
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用	時間外の使用
競技場	全面	9,100	12,200	10,700	19,100	20,600	27,200	3,000
	半面	4,500	6,100	5,300	9,500	10,200	13,500	1,500
体育室	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800	700	
会議室 1	1時間につき 1,050							
会議室 2	1時間につき 950							
会議室 3	1時間につき 850							
会議室 4	1時間につき 650							
会議室 5	1時間につき 650							
料理教室	1時間につき 2,350							
和室	1時間につき 1,300							

卓球台	1台	2時間につき	300
-----	----	--------	-----

備考 [略]

カ 北区文化センター

施設名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	利用料金 (単位 円)							個人使用の場合
			専用使用の場合							
午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用	時間外の使用	個人使用の場合		
大ホール	756	504	22,800	30,400	26,600	47,800	51,300	67,800	7,600	
会議室	中	48	30	1,000	1,700	2,000	2,400	3,300	3,900	400
	小	30	15	800	1,500	1,400	2,100	2,700	3,200	300

絵画工作室								1時間につき	1,950
大ホール	29,600	39,400	34,500	62,100	66,500	87,900	9,800		
多目的ホール								1時間につき	2,350
音楽室								1時間につき	1,400

多目的ホール	127	70	5,400	7,300	6,400	11,400	12,300	16,200	1,800	1人1時間につき150	
研修室	45	45	1,000	1,600	2,000	2,400	3,300	4,000	400		
料理教室	60	24	2,500	3,700	3,600	5,500	6,500	8,400	900		
和室	30	15	800	1,500	1,500	2,100	2,700	3,300	300	1人1時間につき150	
音楽室	68	20	3,200	4,300	3,700	6,700	7,200	9,500	1,100		
トレーニング室	72									1人2時間につき300	
体育競技館	540									1人2時間につき150 (児童及び生徒は、100)	
			4,200	5,000	4,900	8,500	9,000	12,000	1,400		
			午前9時から午後5時までの間に使用する場合 1時間につき800(児童及び生徒は、550) 午後5時から午後9時までの間に使用する場合 1時間につき1,150(児童及び生徒は、650)								
体育室	240		1,700	2,000	1,900	3,300	3,600	4,900	600	1人2時間につき300 (児童及び生	

施設名称	利用料金（円）						
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき
大ホール	28,600	38,100	33,300	60,000	64,200	85,000	9,500
会議室 1	1時間につき 750						
会議室 2	1時間につき 650						
会議室 3	1時間につき 750						
会議室 4	1時間につき 1,100						
会議室 5	1時間につき 700						
多目的ホール 1	1時間につき 2,450						
多目的ホール 2	1時間につき 1,250						
和室 1	1時間につき 800						
和室 2	1時間につき 750						
音楽室 1	1時間につき 1,000						
音楽室 2	1時間につき 800						
美術室	1時間につき 650						
陶芸室	1時間につき 1,550						

施設名称	施設		利用料金（単位 円）							個人使用の場合	
	面積（単位 平方メートル）	定員（単位 人）	専用使用の場合								
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用1時間につき		
大ホール	731	498	22,000	29,400	25,700	46,300	49,600	65,600	7,300		
会議室	1	41	20	1,800	2,300	2,100	3,700	4,000	5,200	600	
	2	35	18	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	3	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	4	58	29	2,500	3,300	2,900	5,200	5,600	7,400	800	
	5	39	20	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600	
多目的ホール	1	131	133	5,600	7,500	6,600	11,800	12,600	16,700	1,900	1人1時間につき150
	2	66	68	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	900	1人1時間につき150
和室	1	39	19	1,800	2,500	2,100	3,900	4,100	5,500	600	1人1時間につき150
	2	36	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600	1人1時間につき

	バドミントンコート	1面2時間につき 900						
	卓球台	1面2時間につき 400						
トレーニング室	全面	15,000	20,000	17,500	31,500	33,700	44,600	5,000
	片面	7,500	10,000	8,700	15,700	16,800	22,200	2,500

室										間につき 150
文化教室	77	40	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
陶芸室	85	20	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400	1人3時間につき 450
料理教室	95	37	5,300	7,100	6,200	11,100	11,900	15,800	1,800	
体育館	全面	1,000		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600
	片面			15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200
	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
				1面2時間につき 700						
				1台2時間につき 300						
トレーニング	270	60	11,600	15,400	13,500	24,300	26,100	34,500	3,900	1人2時間(2時間未満の端

中会議室 3	1時間につき	1,600
会議室 1	1時間につき	800
会議室 2	1時間につき	800
特別会議室	1時間につき	750
料理教室	1時間につき	2,150
和室	1時間につき	1,050
衣服文化室	1時間につき	1,600
音楽室	1時間につき	2,050
美術室	1時間につき	1,800
陶芸室	1時間につき	2,550

					で)	で)	で)				
大ホール	383	450	16,400	21,900	19,200	34,500	37,000	48,900	5,500		
会議室	中	87	45	3,700	5,000	4,400	7,800	8,400	11,100	1,300	
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
特別会議室		42	16	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
特別会議室		37	10	1,700	2,300	2,000	3,700	3,900	5,200	600	
料理教室		89	32	5,000	6,600	5,800	10,400	11,200	14,800	1,700	
和室		52	30	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900	1人1時間につき 150
衣服文化室		79	40								
				3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200	
音楽室		100	30	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600	
美術室		89	45	4,200	5,600	4,900	8,800	9,400	12,500	1,400	1人1時間につき 150
陶芸室		124	32	5,900	7,800	6,800	12,300	13,200	17,400	2,000	1人1時間につき 150

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金（円）	
和室	1人1時間につき	200
衣服文化室		200
美術室		200
陶芸室		200

コ 北須磨文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称		利用料金（円）						
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	使用1時間につき
プール							156,000	
体育館	全面	6,800	9,100	8,000	14,300	15,300	20,300	2,200
	半面	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,100
	バドミントンコート	1面1時間につき						450
柔剣道室	全面	2,200	2,900	2,500	4,500	4,800	6,400	700
	卓球台	1台2時間につき						400
大会議室		1時間につき						4,350
中会議室		1時間につき						1,200
会議室1		1時間につき						550
会議室2		1時間につき						650
会議室3		1時間につき						800
会議室4		1時間につき						1,050

コ 北須磨文化センター

施設			利用料金（単位 円）							個人使用の場合	団体使用の場合
名称	面積（単位 平方メートル）	定員（単位 人）	専用使用の場合								
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間利用		
プール								120,000		15歳以上の者（中学生を除く。）個人使用1回の600割引	20人以上50人未満の団体の個人使用以上の団

ソフト コート											
柔剣 道室	156		1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	卓球台 1台2 時間 300	1人 1時 間 250	
トレ ーニ ング 室	112									1人 1時 間 250 回数 利用 券に よる 場合 1時 間を 1回 とし 11回 につ き 2,500	
会大	234	250	10,000	13,400	11,700	21,100	22,600	29,800			

議 室	中	64	30	2,700	3,700	3,200	5,800	6,200	8,200				
	小	1	30	10	1,300	1,700	1,500	2,700	2,900	3,800			
		2	36	15	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600			
		3	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600			
		4	56	30	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100			
		5	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100			
和 室	1	54	30	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900				
	2	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800				
	3	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800				
特別 会 議 室	33	10	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,300					
料理 室	122	40	6,800	9,100	7,900	14,300	15,300	20,200					
音樂 室	109	40	5,100	6,800	6,000	10,700	11,500	15,200					
美術 室	84	40	4,000	5,300	4,600	8,400	8,900	11,800		1 人 1 時 間 200			
陶芸 室	98	40	4,600	6,200	5,400	9,700	10,400	13,800		1 人 1 時 間 200			

大ホール	27,900	37,200	32,500	58,500	62,700	82,900	9,300
中会議室 1	1時間につき 1,250						
中会議室 2	1時間につき 900						
中会議室 3	1時間につき 850						
会議室 1	1時間につき 800						
会議室 2	1時間につき 700						
会議室 3	1時間につき 550						
会議室 4	1時間につき 250						
講習室	1時間につき 1,350						
料理教室	1時間につき 2,900						
美術室	1時間につき 2,000						
多目的ホ ール	1時間につき 2,450						
木工工芸 室	1時間につき 1,600						
音楽練習 室	1時間につき 1,600						
和室	1時間につき 1,450						

	ト ル)	まで)	5時ま で)	午後9 時ま で)	ら午後 5時ま で)	ら午後 9時ま で)	9時ま で)			
大ホ ール	501	572	21,500	28,700	25,100	45,100	48,400	63,900	7,200	
会 議 室	中	66	30	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000
		48	24	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700
		47	22	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600
		37	20	1,600	2,100	1,900	3,300	3,600	4,700	600
		29	10	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400
講習 室	73	32	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100	
料理 教室	119	36	6,600	8,800	7,700	13,900	14,900	19,700	2,200	
美術 室	99	40	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600	1 人 1 時 間 に つ き 150
多目 的ホ ール	132	96	5,700	7,600	6,600	11,900	12,700	16,800	1,900	
木工 工芸 室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1 人 1 時 間 に つ き 150

音楽練習室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200
和室	72	30	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
美術室	1人1時間につき	200
木工工芸室		200

シ 西区文化センター

(ア) 専用使用の場合

施設名称	利用料金 (円)						
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間につき)
大ホール	27,100	36,200	31,600	56,900	61,000	80,600	9,000
大会議室	1時間につき						1,750
中会議室 1	1時間につき						1,250
中会議室 2	1時間につき						1,100
会議室 1	1時間につき						900
会議室 2	1時間につき						800
特別会議室	1時間につき						1,150
多目的ホール	1時間につき						2,250
料理教室	1時間につき						2,800
和室 1	1時間につき						1,200

シ 西区文化センター

施設名称	面積 (単位: 平方メートル)	定員 (単位: 人)	利用料金 (単位: 円)							
			専用使用の場合							個人使用の場合
午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 (1時間につき)				
大ホール	487	480	20,900	27,900	24,400	43,900	47,000	62,200	7,000	
会議室	大	95	50	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400
	中	68	30	2,900	3,900	3,400	6,100	6,600	8,700	1,000
	小	60	30	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900
	特別	48	20	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700
特別	57	12	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900	

和室 2		1 時間につき	1,100
衣服文化室		1 時間につき	1,300
音楽室		1 時間につき	1,700
視聴覚室		1 時間につき	1,250
美術室		1 時間につき	1,500
陶工芸室	全室	1 時間につき	3,050
	半室	1 時間につき	1,550

会議室											
多目的ホール		122	70	5,200	7,000	6,100	11,000	11,800	15,600	1,800	1 人 1 時間につき 150
	料理教室	116	36	6,500	8,600	7,500	13,600	14,600	19,200	2,200	
和室		59	30	2,800	3,700	3,200	5,800	6,300	8,300	1,000	1 人 1 時間につき 150
		55	30	2,600	3,500	3,000	5,500	5,800	7,700	900	1 人 1 時間につき 150
衣服文化室		63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000	1 人 1 時間につき 150
				2,700	3,600	3,200	5,700	6,100	8,000	900	
音楽室		83	25	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300	
視聴覚室		61	20	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000	
美術室		74	30	3,500	4,700	4,100	7,300	7,900	10,400	1,200	1 人 1 時間につき 150
陶工芸室	全室	150	40	7,100	9,400	8,300	14,900	15,900	21,100	2,400	1 人 1 時間につき 150
	半室	75	20	3,500	4,700	4,100	7,400	8,000	10,500	1,200	

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用

(イ) 個人使用の場合

施設名称	利用料金 (円)	
多目的ホール	1 人 1 時間につき	200
和室 1		200
和室 2		200
衣服文化室		200
美術室		200
陶工芸室		200

(2) 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める施設を専用使用する場合の利用料金

1 平方メートルあたり 1 時間につき 8 円

(3) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1 設備
1 回につき 8,200円

イ 灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センター 1 設備 1 回につき 4,600円

ウ 北須磨文化センター 1 台 1 時間につき 400円

する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1 設備
1 回につき 6,300円

イ 灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センター 1 設備 1 回につき 3,600円

ウ 北須磨文化センター 1 台 1 時間につき 300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（長田区文化センターの項中「トレーニング室」を加える部分に限る。）及び次項の規定 公布の日

(2) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（長田区文化センターの項中「和室」を削る部分に限る。）及び別表第2(1)クの改正規定 令和8年9月1日

(3) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（灘区民ホールの項中「音楽室」を「多目的室」に改める部分に限る。）及び別表第2(1)ウの改正規定 令和8年11月1日から4月を超えない範囲において規則で定める日

(4) 第2条中神戸市立文化センター条例第2条の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2(1)カの改正規定 令和9年9月1日から4月を超えない範囲において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市立文化センター条例（以下「新条例」という。）別表第1に掲げる施設に係る新条例第6条第1項の許可その他必要な行為は、この条例の施行前においてもすることができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の規定は、当該改正規定の施行の日以後の神戸市立文化センターの使用について適用し、同日前の神戸市立文化センターの使用に係る利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

長田区文化センター別館及び灘区民ホールの施設の変更並びに利用料金の上限額の変更並びに北区文化センターの移転に伴い、条例を改正する必要があるため。